

大阪府所蔵美術作品活用活性化事業 企画提案公募仕様書

1 事業名

大阪府所蔵美術作品活用活性化事業

2 事業目的・概要

大阪府では、大阪府が所蔵する美術作品「大阪府20世紀美術コレクション」（以下「所蔵美術作品」という。）を府内各地に展示し、府民に身近な場所での鑑賞機会を提供するとともに、観光資源としての活用を図ることで大阪府を訪れる観光客の増加につなげることを目的に、「大阪府所蔵美術作品活用活性化事業」を実施します。

【大阪府20世紀美術コレクションについて】

大阪府が所蔵する美術作品。関西を拠点に戦後日本の美術界で活躍した現代美術作家の作品をはじめ、1990年代に開催した「大阪トリエンナーレ」の受賞作品など、絵画や版画、彫刻、写真など、約7,900点の美術作品を所蔵している。

これらの作品は、大阪府立江之子島文化芸術創造センター（通称：enoco）の指定管理者（以下「enoco 指定管理者」という。）が管理・活用を行っており、enoco での企画展のほか、府庁舎や万博記念公園等、府民に身近な場所での展示や美術館等への貸出業務に取り組んでいる。

なお、大阪府は常設展示を行える美術館を所有しておらず、所蔵美術作品の鑑賞については、上記の貸出業務等により、府内各地に所蔵美術作品を展示することで、その機会提供を図っている。

また、「大阪府20世紀美術コレクション魅力発信事業」（以下「コレクション事業」という。）では、令和5年度より、所蔵美術作品のバーチャル展示やデジタルアーカイブをコンテンツとした「大阪バーチャル美術館(enoco+)」の運営を行っている。

（参考）

enoco Web サイト

<https://www.enokojima-art.jp/>

所蔵美術作品の展示場所

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/11261/20230801_tenjisaki_1.pdf

大阪バーチャル美術館(enoco+)

<https://www.enoco.jp/>

3 履行期間

令和6年10月上旬から令和7年3月31日（月曜日）まで

4 委託金額の上限額

4,675,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容と提案を求める事項

本事業では、次の(1)～(4)を実施することとし、その効果的な実施内容等について、提案を求めるものである。

事業の実施にあたっては、enoco 指定管理者、コレクション事業の受託事業者等と相互に連携して効果の最大化を図りつつ、大阪府と各業務の具体的な内容を十分に協議したうえで、実施していくこと。

なお、提案にあたっては、令和 7 年に開催される大阪・関西万博の機運醸成や大阪の魅力発信に対する効果も考慮した内容とすること。

(1) 新たな展示場所の開拓 及び 作品設置に係る調整

府内各地の日常的に利用が多い施設で、所蔵美術作品を展示するため、新たに展示場所の開拓を行うと共に、以下「府が実施する業務」で示す項目以外の一切の調整等を行うこと。

なお、現在、府において、公共施設や公共交通機関等における作品展示の調整を行っているため、開拓する場所は、それ以外とすることが望ましい。

【数値目標】

令和 6 年度中に新たな展示場所で展示する作品数:20作品

【府が実施する業務(本事業の対象外)】

- ・展示作品の保管場所から展示場所への輸送
- ・展示作品の組み立て等、展示場所における美術作品設置
- ・展示作品に係る保険契約の締結
- ・展示作品の修復

【留意事項】

- ・展示場所は、府民に身近な場所での鑑賞機会を提供できるよう、美術作品の価値や魅力が十分に伝えられる屋内空間であること。展示方法についても、この条件と展示場所を通行・滞在する人及び作品自体の安全性が両立するよう、展示場所の責任者等と十分に調整を行うこと。
- ・美術作品を観光資源として活用するという本事業の目的を達成するため、観光施設以外でも観光客が立ち寄りたくなるような場所を展示場所として開拓する等、工夫を凝らすこと。なお、想定する観光客については、国内外からの来阪者に限定する必要はなく、地元を観光する近距離旅行(マイクロツーリズム)の旅行者等を含めてもよい。
- ・展示期間は、おおむね半年から 1 年とし、それ以上の期間で、展示が可能と見込まれる場合は、府が作品の状態等を確認したうえで展示の継続が可能となるよう、作品設置前に、展示場所の責任者等と展示を継続するための手順等に係る調整を行うこと。
- ・上記に関わらず、非常に多くの方に鑑賞いただけるなど、本事業の目的(府民に身近な場所での鑑賞機会を提供するとともに、観光資源としての活用を図る)が達成できる場合は、より短い期間での展示であっても、新たな展示先としての開拓を認める。この条件による開拓を行う場合は、展示によって得られる効果を具体的に説明したうえで、必ず、事前に府の承諾を得ること。
- ・展示場所に対する使用料等の支払いは、原則行わないものとする。
- ・開拓した展示場所については、作品設置に向けた調整を遅滞なく行い、順次、大阪府が作品設置やそれに伴う手続きを行えるよう、調整すること。開拓した展示場所への作品設置は、令和 6 年度中に完了させることを原則とする。

【提案を求める事項 1】

- ・展示場所の開拓手法を具体的に提案してください。また、開拓する展示場所の候補がある場合は、その候補地について記載してください。
- ・展示場所で美術作品の価値や魅力を十分に伝えるための工夫、美術作品を観光資源として活用するための工夫について、具体的に提案してください。
- ・開拓した展示場所について、作品設置にかかる調整方法を具体的に提案してください。

(2) 新たに展示する作品の選定 及び キャプションの作成**① 令和 6 年度に新たに展示する作品**

新たな展示場所における展示作品について、展示場所の地理的特徴、歴史、現在の環境、想定される鑑賞者等を踏まえ、所蔵美術作品の中から選定を行うこと。また、選定にあたっては、そのコンセプトを明確に示すこと。なお、選定する作品の決定は、事業開始後、修復の要否等、作品の状態を考慮し、府と協議の上で行うものとする。

あわせて、選定した作品について、作品を展示する際に用いるキャプション（作品解説を含む、鑑賞に資する情報をまとめたもの）を日英 2 か国語で作成すること。なお、キャプションに掲載する情報の詳細については、事業開始後、府と協議の上で決定するものとする。

② 「大阪・関西万博の会期中に大阪府が計画している企画展示」において展示する作品

新たに展示する場所の 1 つは、大阪・関西万博の会期中に大阪府が計画している下記企画展示とし、これに係る作品の選定を行うこと。その他の留意事項及びキャプションの作成については、「①令和 6 年度に新たに展示する作品」と同様とする。

なお、この企画展示は、単発的なイベントではなく、本事業の目的（府民の身近な場所での鑑賞機会を提供するとともに、観光資源としての活用を図る）を達成するために実施する一連の取組みの一つであり、府が、万博開催前から終了後も継続して実施する、所蔵美術作品の活用活性化（鑑賞機会の拡大やよりよい鑑賞環境の提供等）に資するものになるよう提案すること。

(大阪・関西万博の会期中に、大阪府が計画している企画展示)

- ・会場は、屋内 300 m²程度のギャラリー。
 - ・展示時期は秋を予定。展示期間は 3 日、設営・撤去期間を含めて 5 日間を想定。
 - ・大阪・関西万博のテーマ等に関連した内容での企画展示を実施。
 - ・想定する展示作品数は 100 作品程度。ただし、展示する作品の大きさ等により、選定する作品数は変動するので、必ずしも想定する作品数を選定する必要はない。選定のコンセプトとともに、選定した作品数の根拠を明確に示すこと。
 - ・展示する作品は所蔵美術作品とするが、所蔵美術作品と同時に展示することで、よりよい鑑賞の場を提供できる場合は、所蔵美術作品以外を選定作品に加えてもよい。この場合、選定した所蔵美術作品以外の作品については、著作権者からの承諾等、展示に係る一切の調整を事業期間内に行うこと。
- なお、選定する作品は、原則、無償で借用等ができるものとする。

※ 上記は計画中のものであり、事業開始後に条件が変更となる可能性がある

【留意事項】

- ・選定する作品は、所蔵美術作品の様々なジャンル（絵画・彫刻・版画・写真等）から選定すること。
- ・府民だけでなく、観光客が鑑賞することを意識するとともに、美術作品が観光資源として活用されるよう、また、鑑賞する人に対して大阪の魅力等を発信できるよう、作品選定を工夫すること。

- ・キャプションにおける作品解説については、美術に馴染みがない人であっても、興味を持って作品鑑賞を行えるよう、専門用語を多用せず、平易な言葉でわかりやすいものを作成すること。また、世界各地からの観光客が作品を鑑賞することを想定すること。
- ・英語のキャプションについては、現代美術の専門用語の適否を判断できるネイティブスピーカー（英語を母国語とする人）によるネイティブチェックを受けること。

【提案を求める事項2】

- ・作品選定の手法を具体的に提案してください。選定に関する監修者の候補がある場合は、その人の氏名・これまで監修を行った実績等を記載してください。
- ・「大阪・関西万博の会期中に大阪府が計画している企画展示」について、展示のコンセプトや作品選定の方法について、具体的に提案してください。また、大阪・関西万博のテーマ等との関連性を明確に記載してください。
- ・キャプションの作成について、美術に馴染みがない人であっても、興味を持って作品鑑賞を行えるよう、どのような工夫を行うか、具体的に提案してください。

(3) コレクション事業と連携した情報の発信

コレクション事業の受託事業者と連携した、新たな展示場所や展示作品等の情報発信について、提案を行うこと。

展示作品のキャプションについて、「大阪バーチャル美術館(enoco+)」にアクセスできる二次元コードを掲載するなど、展示作品を鑑賞する人が、キャプションに記載されていない作品に関する情報にもアクセスしやすいものとなるよう、工夫すること。

【提案を求める事項3】

- ・コレクション事業と連携した、新たな展示場所や展示作品等の情報に関する発信方法について、具体的に提案してください。
- ・展示作品のキャプションについて、展示作品を鑑賞する人が作品に関する情報にアクセスしやすいものとするための手法を具体的に提案してください。

(4) 業務の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

各業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制を構築すること。

【留意事項】

- ・業務に従事する者のうち、少なくとも1人は学芸員等、現代美術に精通しており、美術作品の展示にかかる調整について必要な能力を有する者とする。なお、必要な業務を担えるのであれば、顧問やアドバイザー等、委託事業者の従業員ではない者をあてることは妨げない。その際の報酬等については、法令を遵守し、委託事業者で適切に対応すること。
- ・同種又は類似業務（美術作品等の展示にかかる企画業務）の実績がある場合は、過去（平成31年4月1日以降）の実績について示すこと。

【提案を求める事項4】

- ・業務の実施体制及び人員について、具体的に提案してください。なお、現代美術に精通している人員については、求める能力を有することがわかるよう、氏名・職務経歴等を明記してください。
- ・業務を円滑に遂行し、成果をあげるための具体的な全体スケジュールを提案してください。
- ・平成31年4月1日以降、本事業の公示日までに履行した同種又は類似の業務（美術作品等

の展示にかかる企画業務)の実績がある場合には、その詳細が分かる資料を別途提出してください(様式自由)。

<(1)~(4)共通留意事項>

- ・事業が次年度以降も継続することになった場合、次の受託事業者が業務を円滑に実施できるよう、必要に応じ業務の引継ぎを次の受託事業者を実施すること。
- ・大阪府からの指示に基づき、府の関連施策、市町村、経済団体、教育機関等の関係機関と連携し、事業効果を高められるよう取り組むこと。

6 成果物の納入とその時期

本事業の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。紙媒体4部及び電子データを納入すること。
※なお、制作物等の所有権及び著作権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。

成果物	内容	納入時期
①業務実施計画書	業務の実施体制・実施内容・スケジュール等を事業実施計画としてまとめたもの	契約締結日後14日以内
②業務実績報告書	業務の実施経過、実施結果をまとめた報告書	令和7年3月21日(金曜日)まで
③業務完了報告書	業務を完了したことが記載されたもの	令和7年3月31日(月曜日)
④収支精算書	業務の収支精算書に支出額の内訳書を添付	令和7年3月31日(月曜日)

7 委託業務の一般原則

- (1) 委託事業者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務遂行上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、事業の実施にあたり、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。
- (2) 業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じること。
- (3) 委託事業者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。
- (4) 委託事業者は、業務の過程において大阪府から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (5) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (6) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議の上、決定することとする。

8 権利義務の帰属

- (1) 成果品の帰属等
 - ・本事業の実施により得られた成果品、情報等については、全て大阪府に帰属する。
 - ・成果品は、本事業終了後も大阪府ホームページや SNS アカウント等において掲載する。
- (2) 著作権及び個人情報の保護等について
 - ・本事業の成果物及び成果物に使用するため制作したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)、情報(個人情報を含む)等について

ては、大阪府に帰属するとともに、事業終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。

- ・委託事業者は著作権人格権を行使しないものとする。また、展示作品のキャプション等、本事業の成果物で使用する著作物（写真、文章、映像、音声等）に係る著作権、肖像権、商標権などの権利関係の処理・調整については委託事業者が行い、必ず著作権者等の了承を得て使用すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、委託事業者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

9 経費の取扱い

- (1) 受注者は本事業に係る経理と他の経理を明確に区分すること。
- (2) 本事業の経費は、人件費、事業費、一般管理費とする。本事業の経費で他の事業の経費をまかなってはならない。また、営利のみを目的とした経費、親睦を深めるための交際経費、その他本事業と無関係と思われる経費については対象外とする。
- (3) 大阪府は、委託期間中、委託事業の実施状況及び経費の使用状況を確認するため、必要に応じて調査することができる。
- (4) 受注者は業務終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の確認を受けること。なお、経費支出の確認方法については、大阪府と本業務の委託契約を締結する際に協議すること。

10 その他

- (1) 委託事業者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 見積りの詳細については、大阪府と事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- (3) 大阪府は特別の理由がない限り、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費を含む）まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (4) 全ての証拠書類は業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。
- (5) 個人情報の取扱いについては特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から委託事業者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。

＜同特記事項第8(10)に定める個人情報保護のための必要な措置＞

業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（事業開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。委託事業者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。

- (6) 受注者は、契約締結後、定期的に業務の実施状況を書面により大阪府に報告すること。業務の進捗については、日常的な報告に加え、毎月10日までに前月の事業実施状況を書面で次の項目に関して報告すること。（報告様式は別途協議）
 - ・新たな展示先の開拓状況
 - ・新たな展示作品の選定状況
- (7) 委託事業者は、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- (8) 大阪府は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。
- (9) 紛争が起きた場合、委託事業者の責任にて当該紛争等を解決するものとし、大阪府は一切の責任を負わないこととする。

- (10) 業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と委託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (11) その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。